

平成19年（2007年）紀北町第1回臨時会会議録

第 1 号

平成19年1月26日（金曜日）

招集年月日 平成19年1月26日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成19年1月26日（金）

応招議員

1番	東 篤布	2番	中村健之
3番	近澤チヅル	4番	家崎仁行
5番	川端龍雄	6番	北村博司
7番	玉津 充	8番	尾上壽一
9番	平野倭規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	助 役	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	谷口房夫
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中場 幹
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	長野季樹
住 民 課 長	宮沢清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	山本善久	産業振興課長	広瀬栄紀
建 設 課 長	中原幹夫	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	家崎英寿	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
海山総合支所長	上村晴彦	教 育 委 員 長	喜多 健
教 育 課 長	奥野昇眞		

職務のため出席者

事務局長	中野直文	書 記	川口節生
書 記	牧野尚記	総務課長補佐	工門利弘

議事日程 (第 1 号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 1 号 尾鷲地区広域行政事務組合の解散に関する協議について
- 第 6 議案第 2 号 尾鷲地区広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 第 7 議案第 3 号 尾鷲地区広域行政事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 8 議案第 4 号 紀北広域連合の規約変更に関する協議について
- 第 9 報告第 1 号 専決処分の報告について

会議録署名議員

12番	平野隆久	13番	島本昌幸
-----	------	-----	------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

**議長**

おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であり、定足数に達しております。

議会が成立いたしましたので、ただいまから平成19年第1回紀北町議会臨時会を開会します。

議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますのでご了承ください。

それでは、議事日程を朗読させます。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

( 議 事 日 程 朗 読 )

**議長**

これより本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1

**議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に

12番 平野隆久君

13番 島本昌幸君

のご両名を指名いたします。

---

#### 日程第2

**議長**

次に日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

---

### 日程第3

#### 議長

次に日程第3 諸般の報告を行います。

去る1月22日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議がなされ、すでに配付済みのおり確認いたしておりますのでご報告申し上げます。

まず、本臨時会において受理した案件は、議案第1号から議案第4号までの4件と、報告1件となっておりますのでご了承ください。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査についてであります。平成18年度普通会計の10月分と、平成18年度水道事業会計の10月分について監査委員より報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますのでご覧ください。

次に三重県市町職員退職手当組合議会議員についてであります。1月15日に開催された町村議会議長の理事会において、組合議会議員に5名の議員が選出されました。会長である浅野玉城町議会議員、副会長の三宅東員町議会議員、同じく今回、副会長に選任されました中谷大台町議長が入ることになり、あとの2名については地域別に配慮するというので、久留美菰野町議会議員と紀北町議会議員の私が選任されました。1月19日付けで当選証書を受けております。任期につきましては、平成19年1月15日から平成20年10月31日までとなっております。

次に議員共済掛金及び町村議会議長の会費についてであります。合併により町村議会議員が減少したこと等に伴い、平成19年4月より議員共済掛金及び議長の会費が変更されることになりました。各議員の棚に資料を配付させていただいておりますのでご報告申し上げます。

次に地方自治法第121条の規定により提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、町長はじめ、教育委員長、その他関係課長等の出席がありましたので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4

#### 議長

次に、日程第4 行政報告につき町長から申し出がありましたので許可することといたします。

奥山町長。

#### 奥山始郎町長

おはようございます。本日、平成19年第1回紀北町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には全員の出席を賜り、誠にありがとうございます。早速ですが本議会臨時会にあたりまして、

鳥羽志勢広域連合のし尿処理支援に係る行政報告をさせていただきます。

この度、鳥羽志勢広域連合において、本年2月からし尿海洋投棄禁止に対応するため整備を進めてきました陸上処理施設の稼働時期が遅れることになり、構成市町の鳥羽市、志摩市、南伊勢町におけるし尿処理が滞る事態となりました。し尿の継続的かつ適正な処理は、快適な生活環境の保全に不可欠な業務であることから、広域連合長及び構成市町は三重県知事にし尿処理先の確保について緊急の支援を要請いたしました。これを受け、県は住民の日常生活の維持、確保という観点から県下の各市町及び一部事務組合等に対し、三重県災害等廃棄物処理応援協定の支援体制の仕組みを活用して、協定に準じた形での全県的な支援を要請いたしました。広域連合から県への要請内容は日量94キロリットルの処理量で、期間は2月1日から3月31日までの2ヵ月間となっております。このうち当町への要請は日量2キロリットル、これは約2t車1台分ですね。で、ありますが、検討した結果、緊急的な支援を行いたいと判断いたしました。当町の支援については、町民の日常生活に影響が出ないことを基本とし、紀北町クリーンセンターの運営を図る考えであります。なお、昨年も尾鷲市から同様の要請があり、6月から10月上旬まで支障なく支援をいたしました。議会におかれましても、何とぞ、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

## 議長

お諮りします。

日程第5 議案第1号から、日程第8 議案第4号までの4件については、提案者より提案理由の説明並びに内容説明を求めるため一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議長

異議なしと認めます。したがって、一括議題とすることに決定しました。

それでは提案者より一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

## 奥山始郎町長

本議会臨時会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号から4号までにつきましては、紀北広域連合と尾鷲地区広域行政事務組合の組織を一本化し、事務の効率化、簡素化と人件費及び事務経費の削減を図るため、昨年1月から尾鷲市と協議してまいりましたところではありますが、この度、そのことについて協議するにあたり、議案を上程するものであります。まず、

議案第1号 尾鷲地区広域行政事務組合の解散に関する協議について

議案第 2 号 尾鷲地区広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

議案第 3 号 尾鷲地区広域行政事務組合の規約変更に関する協議について

の 3 議案につきましては、尾鷲地区広域行政事務組合の事業を紀北広域連合に継承するため、同組合を平成19年 3 月31日で解散し、その事業を紀北広域連合が平成19年 4 月 1 日から継承することに伴い、尾鷲地区広域行政事務組合の解散、財産処分、規約の一部変更に関することにつきまして、構成団体と協議する必要が生じたため議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 4 号 紀北広域連合の規約変更に関する協議についてであります。尾鷲地区広域行政事務組合の事業を平成19年 4 月 1 日から継承することとなります紀北広域連合におきましても、紀北広域連合規約の一部変更に関することにつきまして、構成団体と協議する必要が生じたため議会の議決を求めるものであります。

以上、4 議案につきまして提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては担当に説明いたさせます。何とぞ、慎重ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 議長

続きまして内容説明を求めます。

谷口総務課長。

## 谷口房夫総務課長

私から議案の内容説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案書の 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 尾鷲地区広域行政事務組合の解散に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成19年 3 月31日をもって尾鷲地区広域行政事務組合を、別紙のとおり解散するための協議をすることについて議会の議決を求める。平成19年 1 月26日提出。紀北町長 奥山始郎。提案理由といたしましては、広域行政事務の合理化を図るため、事業を紀北広域連合に継承し、尾鷲地区広域行政事務組合を平成19年 3 月31日で解散することについて協議する必要が生じたためというものでございます。協議書案でございますが 2 ページをご覧ください。尾鷲地区広域行政事務組合の解散に関する協議書案でございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成19年 3 月31日をもって尾鷲地区広域行政事務組合を解散するというものでございます。

続きまして、議案第 2 号につきましてご説明いたします。 3 ページをご覧ください。

議案第 2 号 尾鷲地区広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、平成19年 3 月31日をもって尾鷲地区広域行政事務組合を解散することに伴い、別紙のとおり組合の財産処分をするための協議をすることについて議

会の議決を求める。平成19年1月26日提出。紀北町長 奥山始郎。提案理由、尾鷲地区広域行政事務組合を平成19年3月31日で解散し、その事業を紀北広域連合が平成19年4月1日から継承することに伴い、同組合所有の財産の処分について協議する必要があるためというものでございます。協議書案でございますが4ページをご覧ください。尾鷲地区広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書案でございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により平成19年3月31日をもって尾鷲地区広域行政事務組合を解散することに伴う組合の財産は、紀北広域連合にすべて帰属させるというものでございます。帰属させる財産の主なものでございますが、土地、建物につきましてはここにありませんが、3つございまして、1つはですね海山区上里にあります紀北作業所の土地2,035.83㎡、建物としましては鉄骨ブロック平屋建755.25㎡でございます。2つ目は同じく海山区上里にあります金塚ホームの建物といたしまして木造瓦葺2階建194.81㎡でございます。3つ目は尾鷲市大字向井にあります向井分場の土地3,299.83㎡、建物といたしまして鉄骨造平屋建409.46㎡でございます。なお、金塚ホームの土地440.88㎡と紀伊長島の東長島にあります瑠璃ヶ浜の土地502.00㎡、建物といたしまして木造平屋建112.0㎡につきましてはいずれも町所有の土地ですので帰属されません。次に物品の主なものといたしましては、公有自動車7台、ファックス3台、パソコン13台、プリンター5台等でございます。

続きまして、議案第3号につきましてご説明いたします。5ページをご覧ください。

#### 議案第3号 尾鷲地区広域行政事務組合の規約変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、尾鷲地区広域行政事務組合規約（昭和47年知事許可）を別紙のとおり変更するための協議をすることについて議会の議決を求める。平成19年1月26日提出。紀北町長 奥山始郎。提案理由、尾鷲地区広域行政事務組合を平成19年3月31日で解散し、その事業を紀北広域連合が平成19年4月1日から継承することに伴い、させることに伴い、同組合規約の一部を変更することについて協議する必要があるためというものでございます。6ページをご覧ください。協議書案でございます。改正の内容につきましては7ページの新旧対照表でご説明いたします。7ページをご覧ください。右側が旧、左側が新でございます。アンダーラインが改正部分でございます。まず、第16条を第17条に、第15条を第16条に、また、第5章を第6章に改めるとともに、新たに第5章として解散後の事務承継を、また、第15条として組合の解散に伴う事務承継団体の指定等として、この組合の解散に伴う事務は、紀北広域連合が承継するものとするというものを加えるものでございます。附則であります。この規約は平成19年3月31日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第4号につきましてご説明いたします。8ページをご覧ください。

#### 議案第4号 紀北広域連合の規約変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3の規定により、紀北広域連合規約（平成11年三重県指

令紀北企第718号)を別紙のとおり変更するための協議をすることについて議会の議決を求めると。平成19年1月26日提出。紀北町長 奥山始郎。提案理由としましては、尾鷲地区広域行政事務組合を平成19年3月31日で解散し、その事業を紀北広域連合が平成19年4月1日から継承することに伴い、同連合規約の一部を変更することについて協議をする必要が生じたためというものでございます。9ページをご覧ください。協議書案でございます。改正の内容につきましては11ページから13ページの新旧対照表でご説明いたします。11ページをご覧ください。右側が旧、左側が新でございます。アンダーラインが改正部分でございます。第4条のところですが、これは広域連合の処理する事務の規定についてでございますが、広域行政事務組合が行っていた第6号から第9号までの事務をこの中に加えるというものでございます。また、第5条につきましては紀北広域連合の策定する広域計画の項目の規定でございますが、同じように広域行政事務組合が行っていた第6号から第9号までの項目を加えるというものでございまして、併せて、第6号を第10号に改めるというものでございます。次に12ページ、13ページをご覧ください。これは第17条の広域連合の経費の支弁の方法を規定しておりますが、これはですね、別表で行っておりますので、この別表におきましてもですね、13ページは旧であります、12ページの新のように一部様式を改めるとともにですね、広域行政事務組合で規定していた経費区分と負担割合をそのまま加えるというものでございます。またこの規約は、附則でもありますように平成19年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長

以上で提案理由の説明並びに内容説明を終わります。

これより議案の審議に入ります。

---

## 日程第5

## 議長

日程第5 議案第1号 尾鷲地区広域行政事務組合の解散に関する協議についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はどうぞ。

( 発 言 す る 者 な し )

## 議長

よろしいですか、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。



反対討論される方はございませんか。

( 発 言 する 者 な し )

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

( 発 言 する 者 な し )

**議長**

これで討論を終わり採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第1号 尾鷲地区広域行政事務組合の解散に関する協議について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。したがって、原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第6

**議長**

次に、日程第6 議案第2号 尾鷲地区広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はどうぞ。

17番 松永征也君。

**17番 松永征也議員**

財産の内訳について説明をいただきましたが、土地と建物と物品ですね、これに対して負の遺産というんですかね、借入金のようなものはないのかどうかお聞きします。

**議長**

谷口総務課長。

**谷口房夫総務課長**

借入金のご質問なんですけど、平成4年と14年と15年に社会福祉施設整備事業債として建物等をですね整備するときに借入をしております、借入金額としましては1億660万円でございます。そのうちですね償還済元金等が1,593万8,466円ありまして、未償還元金といたしまして、現在ですね9,066万1,534円であ

ります。以上です。

**議長**

17番 松永征也君。

**17番 松永征也議員**

償還の満了期限はですね、いつまでなのかをお聞きしたいと思います。

**議長**

谷口総務課長。

**谷口房夫総務課長**

借り入れたですね年によって違いまして、1つ目はですね平成4年の3月25日に借り入れをしております、償還期限につきましては平成24年3月25日でございます。それから平成14年5月27日に借り入れしたものににつきましては平成34年3月25日、3つ目はですね平成15年4月30日に借り入れたものにつきましては平成35年3月25日、いずれも借入先は大蔵省でございます。以上です。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

( 発 言 する 者 な し )

**議長**

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

( 発 言 する 者 な し )

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

( 発 言 する 者 な し )

**議長**

これで討論を終わり採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第2号 尾鷲地区広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。したがって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第7

### 議長

次に、日程第7 議案第3号 尾鷲地区広域行政事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はどうぞ。

( 発 言 す る 者 な し )

### 議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

### 議長

賛成討論される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

### 議長

これで討論を終わり採決いたします。

お諮りします。

日程第7 議案第3号 尾鷲地区広域行政事務組合の規約変更に関する協議について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 議長

挙手全員です。したがって、原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第8

### 議長

次に、日程第8 議案第4号 紀北広域連合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はどうぞ。

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

2点ほどお聞きいたしますが、この事務所ですね名称なんですけども、介護保険センターですね。今回の吸収合併によってですね、介護保険事業のほかに知的障害者の授産施設事業とか、または視聴覚ライブラリー事業なんかが入ってくるわけなんですけども、この施設の名称についてはですね、住民もよく分かる名称が適当ではないかと思うのですが、これは変更なしなんですか。介護保険センターの名称で今後もういくのかどうかお聞きしたいと思います。

それからもう1点はですね、12ページなんですけども、その総務費ですね負担割合なんですけども、介護保険事業についてはですね、総務費が人口割100%ですね。しかし、授産施設なんかその広域行政事務組合に関していた総務費についてはですね、均等割が30%で人口割が70%という割合になっておるわけなんですけども、これでは整合性がちょっととれていないんじゃないかと思うんですが、この2点についてちょっとお聞きしたいと思います。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

尾鷲市との協議ですね、関係団体との協議におきましては名称の変更は協議されませんでした。そのまま合併時においてですね、いくということがございます。まあ、今後ですね、議員さんご指摘の部分につきましてはですね組合議会等の中でもですね、構成団体との中でもですね、検討されることはですね、あろうかと思いますが、この時点におきましては、合併時におきましてはそのままいくということで合意をしております。

それから2点目の負担割合につきましてもですね、広域連合のほうに広域行政事務組合のほうにそのまま継承するということになっておりますので、そのままですね負担割合についても連合のほうへいくということをございまして、今後ですね、今、ご指摘の部分につきましては、また議会等の中で説明、議会のその中でもし必要であればですね議論されれば一番適切ではないかと、そのように考えます。以上です。

議長

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

1年かけてですね協議をしてきたわけなんですけども、その今の名称のことと、総務費についての2つ

の組合のですね整合性をとるといふようなことが協議されていないということは、ちょっとおかしいんじゃないかと気がするわけなんですけどもね、まあ経過としてはそうしますと、全然、名称についても、そしてこの総務費、いわゆる事務費ですわね。これについて整合をとるといふような審議というのかそういうものが全然なかった。

**議長**

谷口総務課長

**谷口房夫総務課長**

ございませんでした。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

10番 岩見雅夫君。

**10番 岩見雅夫議員**

今回のこの広域連合のですね、合併というんですか、吸収によってですね、今日の議案説明では出てませんでしたけれども、全協の中でメリット、デメリットの面が説明されておりました。それで負担金とかですね、あるいはいろんな人件費の削減等、今後、新たに広域連合が実務を進めるにあたってですね電算システムの導入が必要となるというふうなことが話されておりましたけれども、これを差し引きしてですね最終的にどの程度の経費節減になるのか、その試算が行われているかどうかですね、質問したいと思います。

**議長**

谷口総務課長。

**谷口房夫総務課長**

9ページにもありますようにですね、経費の削減額につきましては、約1,080万円ほどでございます。それから5ページのところでですね、デメリットのところだと思いますが、

**議長**

ちょっと資料が違う。

**谷口房夫総務課長**

ごめんなさい。あの、全協の時にもですね説明させていただきましたが、経費につきましてはですね、例規の修正等で19年度のみ約200万、それから財務会計システムでですね、今後、年間200万程度ランニングコストとしてかかると。それから給与の電算システムで100万ほどこれも年間でございますがランニングコストとしてはかかるということで、19年度におきましては支出のほうで500万ほど増えてきます。し

たがいまして、先ほどの1,000万から差し引きしますと、約500万程度がですねトータルとしては減額になるのではないかと。そして20年度以降はですね例規の修正が少し減りますので、大体、ランニングコストとしては300万少し超える程度かなというところありますので、700万くらいはですねトータルとしては減額になるのではないかと考えております。以上です。

**議長**

よろしいですか。

あと、もう1人どなたか。

20番 東 清剛君。

**20番 東 清剛議員**

今、前者の議員が言われたところで、この間のちょっと資料を、今、持ってる方と持っていない方という思うのです。今、言われたように削減になるのは結構なことですが、もう1つ、まだ削減出来るのではないかと思われるのが、議員報酬の決め方についてお伺いいたしたいのですけれども、広域連合の金額は25万5,000円、報酬。それ広域行政が16万2,000円となっております。これどちらを採用されたかの根拠をお願いいたします。

**議長**

谷口総務課長。

**谷口房夫総務課長**

今回の統合につきましてはですね、広域連合のほうに広域行政を吸収合併をさせるということでございますので、議員報酬等につきましても今の広域連合の報酬に合わすということでございます。

**議長**

20番 東 清剛君。

**20番 東 清剛議員**

すると、今の財政に関していろいろ、町長の報酬等もいろいろ審議されておる中で、そのようなことはまったく検討されなかったのかということをお伺いいたします。

**議長**

谷口総務課長。

**谷口房夫総務課長**

議論も多少はいたしたんですが、まあ、その中でですね、議員報酬等、まだほかにも監査委員とか公平委員とか選挙管理委員会等の報酬があります、特別職の。ここにつきましてはですね、今、ここで我々のところで議論するよりもですね、連合が立ち上がってですね、その組合議会の中でですね、連合議会の中

で議論されるのが適切ではないかということからですね、合併時には今の報酬額でもって、連合のですね、いくということ協議をしたところでございます。以上です。

**議長**

20番 東 清剛君。

**20番 東 清剛議員**

これはね合併、紀北町になるまでに旧長島と旧海山町の合併のときもやっぱり同じような条例の中での報酬の取り決めがありまして、それについて今回見直してはいると思うのですが、やはり出発の前にねやっぱりある程度検討されるのが当然かと思えますけれども如何でしょうか。しなかつただけでしょ。

**議長**

谷口総務課長。

**谷口房夫総務課長**

今の広域連合のですね吸収合併後のですね、4月1日からの広域連合のですね議員報酬のあり方についてはですね、立ち上がったからのですね議員の、もし見直しが必要であればですねそちらでしていただくのがですね適切ではないかとそのように考えます。今の時点でですね、これは市町村とは別個の団体でありますのでその部分についてはですね、この報酬についてこれぐらいの金額どうのこうのという部分についてはですね、議論するのはですねどうかということ、そのときもですねそういう結果になりまして結論には至っておりませんが、議員さんご指摘のようにですね、今後、組合議会等においてはですね行政改革と、どちらも、尾鷲も本町もですね行政改革を推進しておりますので、そういう観点からですね必要があれば見直しをされるんではないかなと思えます。以上です。

**議長**

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

あのね、今の、僕もこの議案に対してはこの当時のときから、最初のときから入ってないのでねご意見は控えたいと思ったんだけど、今の総務課長の説明の中で答弁も、やはり議員から質問が出た中で、立ち上がったからどうかということではなくてね、やはりその中のすり合わせの、これスケジュールも大体見てもみると、大体これ行政レベルのすり合わせなんですよ。だから議員報酬も当然その中にはある程度の案も出る、質問も出て当然やないかなと思うんです。これただ、すり合わせの中で何もしなかつたというように受け止められるんだけど、それでその中で9月、9月に初めてこれ議会に全員協議会の設置検討経過報告と載つとるわね。だから今このような、皆、議会に決まったから議決がいるからというのではなくて、これからですね、いろんな経過等の中で全員協議会も必要だと思うし、懇親会でもよい。今、こうこうい

うわけで行政レベルのすり合わせの中ではこうやってるよと。議会からのいろんな意見もないか、要望もないかというような聞き方をね、やりながら進めていただきたいと思うのですわ。それなら、今、この議決にあたってなんだこうだと、もう質問することもないと思うんで。これはさっきも言ったように私は初めて議員になる前からのことやもんで意見は言わないと思ったのだけど、質問はしないと思っておったのだけど、ちょっと課長の説明に、その、やはり立ち上がってから立ち上がってからと言うのだったら、立ち上がってからみんなやるのかということになってくるので、そこのとこだけ僕は要望として言っておきます。

**議長**

他に。

7番 玉津 充君。

**7番 玉津 充議員**

このメリットのところでちょっと質問なんですけども、人件費がですね1,080数万ですかメリットがあるということで、これほとんどが事務局長の人件費ということで、事務局長が2人おったのが1人になるという判断で一つはよろしいんでしょうかということ。

それからもう1つはね、このメリットはですね紀北町のメリットなのか、市と町の折半のメリットなのかということが2つ目です。

それで3つ目はですね、事務局長が2人が1人になるとすれば、その1人余分になった事務局長はどういうふうにされるのか、その3つお願いしたいです。

**議長**

谷口総務課長

**谷口房夫総務課長**

事務局長の部分におきましてはですね、議員さんのご指摘のとおりですね、局長1名による減でございます。それから2点目のこの減によるものについてですね、本町の分だけなのか、両市町の按分による分け合いによるものかということなんですが、これは両市町ですね、割合でですね、負担減になるというものでございます。それから3点目の局長が減になりますので、その局長はどうなるのかということですが、組織図案の中にもですね局長2名やなしに1名置くということになっておりますので、この1名分はですね純減ということになります。以上でございます。

**議長**

7番 玉津 充君。

**7番 玉津 充議員**



ちょっと確認をしたいんですが、今、純減ということだもんで、退職されるということですね。どっかの職場に異動してとかいうことではなくて辞めるということですか。

**議長**

谷口総務課長

**谷口房夫総務課長**

すみません、言葉足らずで。今ですね、広域行政事務組合の局長は尾鷲市の職員がですね派遣されてきております。したがって、そこが無くなりますので、基本的には尾鷲市からの派遣が無くなるということでございます。以上です。

**議長**

他に質疑される方はございませんか。

( 発 言 する 者 な し )

**議長**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

( 発 言 する 者 な し )

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

( 発 言 する 者 な し )

**議長**

これで討論を終わります。採決いたします。

お諮りします。

日程第8 議案第4号 紀北広域連合の規約変更に関する協議について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。したがって、原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第9

### 議長

続きまして、日程第9 報告第1号 専決処分の報告について、奥山町長より報告を求めます。  
奥山町長。

### 奥山始郎町長

4件の議案につきましてご可決賜り、誠に有り難うございました。

続きまして、報告第1号 専決処分の報告についてであります。本報告につきましては平成18年10月16日午後3時30分ころ、海山区船津地内の町道におきまして配食サービス業務の委託先業者の職員が業務で走行中に車内にいた虫に気をとられたため、前方不注意となり被害者宅のガレージに衝突し破損させました。その後、12月25日に損害賠償額を3万3,100円として示談が成立し、同日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、議会に報告するものであります。なお、当方の車両につきましては71万3,727円で修繕いたしました。相手方への損害賠償額とともに保険により支払いすることとなっております。公用車の度重なる事故につきましては、議員並びに町民の皆様方に対し大変申し訳なく感じておりますが、今後、公用車の管理、各業務委託契約のあり方、あらゆる方向から検討し、早急に改善できるよう取り計らってまいりたいと考えております。報告案件につきましては以上でございます。

### 議長

専決処分の報告につきましては正規な質疑ということではなく、ただいまの報告に対して詳細説明を求めるといふ方がございましたら発言を許すことといたします。

発言される方はございませんか。

6番 北村博司君。

### 6番 北村博司議員

ちょっと私よくわからんですが、これ委託業者の従業員が事故ったということですか。通常、これ委託先の業者の負担分というのはいないんですか。これだと今の報告だと100%町の負担になってるように聞こえましたけれども、それでまあ車は町の所有ということなんではなかね。そうすると運転業務だけ委託してるということになります。肝心のそういう契約上どうなってるんでしょうか。業者、委託している先の業者は事故責任何にも負わないんですか。

### 議長

塩崎福祉保健課長

塩崎剛尚福祉保健課長

議員さんの質問に答えさせていただきます。配食サービスの業務を委託しておりまして車も一緒にそういった業務してもらおうということで、車のほうも一緒にそちらのほうへ貸与しまして業務を行ってもらっております。この契約につきましては紀北町の配食サービスの事業委託契約に基づきまして契約してまして、その中におきまして配食車に関する経費の分担というのがあります。第11条なんですけども、配食車に関する自動車賠償責任保険、町村有の自動車損害共済保険料、自動車重量税、定期点検整備料、車検時の修繕及び証紙等の費用は甲の負担とすることになっていまして、その保険につきましては町の負担となっております。それとあと配食車の使用に伴う消耗品ですね、消耗品とか燃料、維持修繕等に関する諸経費及び前項以外の保険料については乙の負担となっております。委託先の業者のほうになっております。あとそれとですね細かい内容決めていまして、損害等の責任があった場合ですね、甲は乙が用途指定業務遂行中に起こした自動車事故については保険の範囲内においてその責任を有するものとするということで決めております。今回、保険のほうで下りますので、保険のほうから下りるということで乙のほうは保険内であれば支払いがなくなる、ないような状況になっております。

**議長**

6番 北村博司君。

**6番北村博司議員**

いや、これは委託業者自身が起こしたのか、この書き方や従業員ということですが、ペナルティーは当然あって然るべきだと思うんですね。無事故でずっとしてる業者も、事故ってもすべて保険内だったら町がやりますよというのはどうもね。このご時世にね、明確なその運転上の注意義務とか責任が明確になってないのは私はおかしいと思うのですよ、これは物損事故だからまだしも、人身事故が起こったらどうするんですか。私はこれ業務委託契約するときこの事故をどういう状態で起こしたか、その辺のペナルティーはどうなってるのかも含めてやっぱり委託契約結ぶべきだし、きちんとチェックされてるのかどうか、保険内だったら全部町がやりますからまあどうぞでは、私はねこのご時世に合わんと思いますよ。始めてですかこの配食業者の事故は。その辺を含めて明確にしてください。これはむしろ課長よりも理事者がどうお考えになっているか、ここだけではなしに他にいくつもこれから管理委託なり何なりしていくわけですから。その事故に対する管理責任をどう業者との間で明確にしてるのかお答えいただきたいと思います。この件だけではないですよ、これはもう。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

今、ご指摘をいただきましたとおり、その辺を今後総合的に検討させていただきます。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

以前の事故の関係なんですけども、ここの業者初めてでございます。

議長

よろしいですか。

ほかに発言される方。

7番 玉津 充君。

7番 玉津 充議員

北村議員とまったく同じ意見なんですけども、これは町としてのリスク管理という意味でその辺をしっかりとかなないと、もし死亡事故でも起きたらですね、これは大変な金額を補償するということになります。まあそれももちろん税金と投じてですねやらなければならないという形になりますので、その辺のリスク管理をしっかりと見直ししていただきたいなと思います。以上です。

議長

ほかに発言される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

議長

これで発言を打ち切ります。

それでは専決処分の報告については終了します。

---

議長

これで本臨時会に付議されました案件はすべて終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

それではこれにて、平成19年第1回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労様でございました。

(午前 10時 24分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年3月1日

紀北町議会議長 尾上壽一

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 島本昌幸